

国立大学法人の役員退職手当規程の改正について

1 国立大学法人評価委員会の審議における主な論点等を踏まえた改正について (別紙 1 参照)

- 退職手当の額に役員の実績を反映することについて、経営協議会の議を経て学長が決定する旨を明文化する改正（山形大学）

2 その他の改正について（別紙 1 参照）

- 大学教員と役員間の在職期間の通算規定の例外措置として、63歳年度末日の翌日以後の大学教員としての在職期間は通算しない改正（名古屋大学）
- 在職期間を通算することができる教職員を整理する改正（兵庫教育大学）

○山形大学

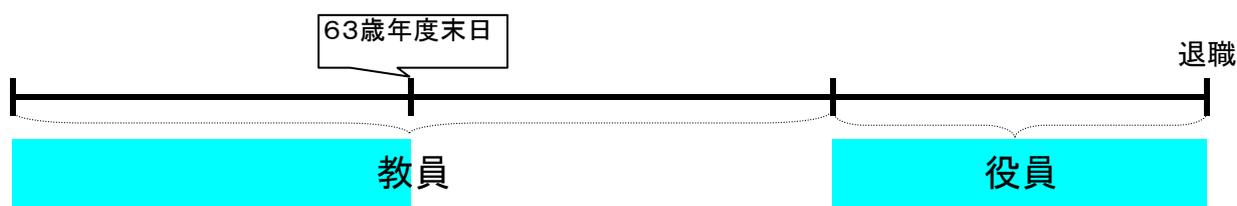
役員退職手当規程新旧対照表(抜粋)

新	旧
<p>(退職手当の額) 第2条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の基本給月額に100分の12.5を乗じて得た額とする。ただし、第4条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた役員の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間(以下「役職別期間」という)1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの基本給月額に100分の12.5を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。 2 前項の規定による退職手当の額は、その役員の業績を勘案し、<u>経営協議会の議を経て</u>、これを増額し、又は減額することができる。</p>	<p>(退職手当の額) 第2条 同左</p> <p>2 前項の規定による退職手当の額は、その役員の業績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。</p>

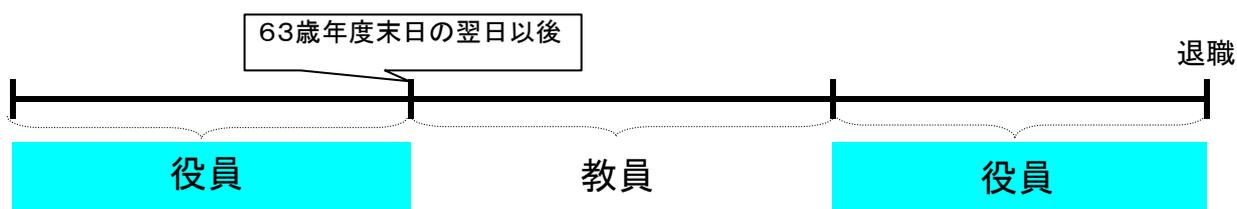
○名古屋大学

※教員定年年齢を63歳から65歳へ引上げに伴い、63歳以降の在職期間は通算しない。
(は退職手当規程上、算定基礎となる期間。)

①63歳年度末日以降に大学教員から役員になった場合



②役員から63歳年度末日以降に大学教員になり、再び役員になった場合



○兵庫教育大学

役員退職手当規程新旧対照表(抜粋)

新	旧
<p>(教職員との在職期間の通算) 第5条 役員が、引き続いて教職員(<u>国立大学法人兵庫教育大学教職員退職手当規程(平成16年規程第58号。以下「教職員退職手当規程」という。</u>)の適用を受ける教職員をいう。以下同じ。)となったときは、この規程による退職手当は支給しない。</p> <p>2 役員が引き続いて教職員から役員となったときにおけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の引き続いた教職員としての在職期間を含むものとする。</p>	<p>(教職員との在職期間の通算) 第5条 役員が、引き続いて教職員(<u>特任教員、特命教員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。</u>)となったときは、この規程による退職手当は支給しない。</p> <p>2 役員が引き続いて教職員(<u>特任教員及び特命教員を除く。以下この項において同じ。</u>)から役員となったときにおけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の引き続いた教職員としての在職期間を含むものとする。</p>